

第8号議案

中間市情報公開条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市情報公開条例の一部を改正する条例

中間市情報公開条例(平成 12 年中間市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(費用負担)

第 13 条 公開の決定に伴う手数料は、徴しない。ただし、保有する情報の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、公開請求をした者の負担とする。  
別表を削る。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

中間市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前						
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第4条)</p> <p>第2章 情報の公開(第5条-第13条)</p> <p>第3章 救済手続(第14条・第15条)</p> <p>第4章 補則(第16条-第21条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 情報の公開</p> <p>(費用負担)</p> <p><u>第13条 公開の決定に伴う手数料は、徴しない。ただし、保有する情報の写しを交付する場合は、その写しの交付に要する費用は、公開請求をした者の負担とする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第4条)</p> <p>第2章 情報の公開(第5条-第13条)</p> <p>第3章 救済手続(第14条・第15条)</p> <p>第4章 補則(第16条-第21条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 情報の公開</p> <p>(費用負担)</p> <p><u>第13条 第5条の規定により情報の公開を受ける請求者からは、別表に定めるところにより写しの作成に要する費用を徴収する。</u></p> <p><u>別表(第13条関係)</u></p> <table border="1" data-bbox="1176 994 1850 1082"> <tr> <td data-bbox="1176 994 1512 1034">写しの作成に要する費用</td> <td data-bbox="1512 994 1608 1034">白黒</td> <td data-bbox="1608 994 1850 1034">1枚につき 10円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1512 1034 1608 1082">カラー</td> <td data-bbox="1608 1034 1850 1082">1枚につき 100円</td> </tr> </table>	写しの作成に要する費用	白黒	1枚につき 10円		カラー	1枚につき 100円
写しの作成に要する費用	白黒	1枚につき 10円					
	カラー	1枚につき 100円					